

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者が利用できる相談窓口（新潟県版）

（令和3年4月1日時点）



新潟県内の各商工会議所 各商工会	
内容 A-1	新型コロナウィルス対策マル経融資
内容 A-2	小規模事業者持続化補助金

新潟県弁護士会	
内容 G-1	ひまわりほっとダイヤル (経営者無料相談)

新潟県信用保証協会	
内容 B-1	伴走支援型 特別保証制度
内容 B-2	事業再生計画 実施関連保証

新潟県よろず支援拠点	
内容 C-1	専門家による 無料経営相談

新潟県中小企業再生 支援協議会	
内容 D-1	新型コロナ特例 リスケジュール
内容 D-2	事業再生支援

新潟県経営改善 支援センター	
内容 E-1	早期経営改善支援
内容 E-2	経営改善計画策定支援

新潟県事業承継・ 引継ぎ支援センター	
内容 F-1	事業承継・ 引継ぎ支援事業

NICO(公益財団法人にいがた産業創造機構)で各機関連携

必要に応じて、各
機関が連携

相談・問合せ

相談・問合せ

地域の金融機関 の支援活動

資金確保など
維持活動

新潟県内の
事業者のみなさま

改善・事業者支援

改善・強化への取組

地域経済の創造

発展・展開への対応

新潟県内には、事業者のみなさまを支えていくため、いろいろな団体で、さまざまな制度を用意しています。






展望

不安

疑問

心配

	活動団体	支援事業名	特 徴	問い合わせ先	QRコード
A-1	新潟県内の各商工会議所各商工会	新型コロナウイルス対策マル経資金融資	・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月等の売上高または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している、またはこれと同様の状況にある事業者を対象に、商工会議所会頭・商工会長の推薦をもって、小規模事業者経営改善資金融資制度(マル経資金融資 限度額2,000万円)の別枠で1,000万円を限度に日本政策金融公庫から融資。 ・無担保、無保証(代表者保証、第三者保証は不要)で、一定の要件に該当する場合は無利子化。運転資金で3年、設備資金で4年の元金返済を据え置き可。	最寄りの商工会議所/商工会の経営指導員にご相談下さい	新潟県商工会議所連合会 
A-2		小規模事業者持続化補助金	・商工会議所/商工会では経営計画の策定を支援するため、 ・「一般型」では、販路開拓等の経費のうち2/3を補助※。 ※補助金上限:「一般型」①50万円、②100万円(特定創業支援事業者等)、③最大500万円(複数事業者の連携による共同事業の場合)】 ・「低感染リスク型ビジネス枠」では、販路開拓等の経費のうち3/4を補助(上限100万円)。		新潟県商工会連合会 
B-1	新潟県信用保証協会	伴走支援型特別保証制度	・金融機関による中小企業者に対する継続的な伴走支援などを条件に、信用保証料の事業者負担を大幅に引き下げる「伴走支援型特別保証制度」を開始。(2021.4~) ★信用保証料率:0.2%(国による補助前は原則0.85%)	本店営業部 025-210-5150 025-210-5151 025-210-5152 長岡支店 0258-35-5714 県央支店 0256-33-6661 上越支店 025-523-7225 佐渡支店 0259-57-2011	新潟県信用保証協会 
B-2		事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	・新型コロナウイルス感染症の影響等により業況が悪化した中小企業の早期の事業再生の取り組みを後押しするため、経営サポート会議や中小企業再生支援協議会の支援により作成した再生計画等に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援する「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」を開始。(2021.4~) ★据置期間:最長5年 ★信用保証料率:実質0.2% ★保証期間:最大15年間		
C-1	新潟県よろず支援拠点	専門家による無料経営相談	・17名の専門家コーディネーターによる総合的、先進的な経営アドバイスを無料で提供し、資金面、法務面、web分析と改善、新商品開発、販促提案、食品表示、衛生管理に至るまで様々な分野での提案を行い、経営改善と売上拡大をセットでアドバイス。 ・課題解消までの相談回数制限はなく、何度でも無料で相談可能。	電話:025-246-0058 メール:yorozu@nico.or.jp ※HPに相談申し込みフォームあり	新潟県よろず支援拠点 
D-1	新潟県中小企業再生支援協議会	新型コロナ特例リスケジュール	・足許において、6か月間の資金繰りの見通しがあるか、新規融資によって6か月の資金繰りが認められることを条件として、当該協議会が元金返済猶予要請を行うことが有用と認められる場合、既存借入を最大1年間返済猶予。資金不足の場合は、新規融資を含めた金融調整を行う。 ・専門家による助言を受けながら、資金繰り計画を作成できる。また、希望に応じて、ポストコロナに向けた具体的な行動計画(事業継続アクションプラン)の作成も可能。	電話:025-246-0096 ※HPに相談申し込みフォームあり	新潟県中小企業再生支援協議会 
D-2		事業再生支援	・中小企業者の経営改善のため、公正中立な第三者としての立場から、経営改善のための助言や事業面・財務面の詳細な調査分析、再生計画の策定支援、金融機関調整を行い、再建を促す。		
E-1	新潟県経営改善支援センター	早期経営改善支援	・資金繰り管理や採算管理など、早期段階からの経営改善に取り組む中小企業・小規模事業者に対し、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関に早期経営改善計画の策定を依頼し、計画策定費用及びモニタリング費用の総額の一部(総額の2/3分※)をセンターで負担。 ※計画策定支援に係る費用(モニタリング費用を含む)の2/3(20万円)を上限とする。	電話:025-246-0093 ※HPに相談申し込みフォームあり	新潟県経営改善支援センター 
E-2		経営改善計画策定支援	・借入金の返済負担等、金融支援が必要な中小企業・小規模事業者に対し、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関に経営改善計画の策定依頼に伴う計画策定費用及びモニタリング費用の総額の一部(総額の2/3分※)をセンターで負担。 ※計画策定支援に係る費用(モニタリング費用を含む)の2/3(200万円)を上限とする。		
F-1	新潟県事業承継・引継ぎ支援センター	事業承継・引継ぎ支援事業 (親族内、従業員・役員、第三者、各承継のワンストップ対応)	・商工団体、金融機関、行政機関等と連携の下、事業承継診断に基づく相談の受け付け(親族内・従業員・第三者承継)。 ・事業承継計画策定(親族内承継)、第三者承継の基本合意書等の作成のための専門家派遣による課題解決支援。 ・第三者承継(M&A)の可能性や課題に対する助言、必要となる資料作成支援。譲渡事業者、譲受事業者のマッチング支援や金融機関等への橋渡し。 ・創業希望者と後継者不在事業者とをつなぐ「後継者バンク」によるマッチング支援。 ・経営者保証解除に向けた支援。	電話:025-246-0080 メール:hikitsugi@nico.or.jp ※HPに相談申し込みフォームあり	新潟県事業承継・引継ぎ支援センター 
G-1	新潟県弁護士会	ひまわりほっとダイヤル	・中小零細企業や自営業者の経営者が抱えるあらゆる悩み(労使問題、クレーム対応、契約問題、賃貸借、事業立て直し、etc...)を電話やオンライン申し込みで受付後、原則24時間以内に弁護士会から選定された弁護士がコールバックし、原則30分無料で法律相談。	電話:0570-001-240 ※HPに相談申し込みフォームあり	ひまわりほっとダイヤル 